

第3節 「心の豊かさが感じられる快適で 魅力的なまち」をめざして



花いっぱいフェア（長岡市民防災公園）

第3節 「心の豊かさが感じられる快適で魅力的なまち」をめざして

1 自然環境の保全

施策の実施状況 (◎:完了、○:継続中、△:実施予定、×:未着手)

進捗状況	主要な施策
(1) 森林等自然の保全	
○	① 国定公園・県立自然公園・自然（緑地）環境保全地域の保全
○	② 開発事業に際しての環境配慮の充実 ・環境アセスメント等の適正運用・環境配慮指針の周知
○	・開発行為に対する事前協議による指導
○	③ 地形・地質の把握
○	・調査の実施
○	・地形・地質に関する情報の提供と保全意識啓発
○	④ 情報提供、啓発事業の推進
○	・長岡の自然観察ガイドブックの作成配布
○	・自然観察会、学習会等の実施
○	⑤ 林業振興事業・環境保全造林事業等の推進
(2) 動植物の保全	
○	① 貴重な動植物の保全対策の推進 △
○	・条例に定める保護動植物の生育分布調査
○	・情報提供と啓発事業の実施
○	・開発事業における環境配慮指針の周知
○	・公共工事における生育環境への配慮
○	・トキ分散飼育事業の推進
○	② 鳥獣保護対策の推進
○	・鳥獣保護区域等における保護
○	・有害鳥獣の捕獲
×	③ 多様な生物が生息する地域の保全 ×
	・二次林の保全
(3) 農地、田園・里山の保全	
○	① 農地転用制度等の適正運用
○	② 環境保全型農業の推進
○	・有機農業の推進、農薬の適正な使用
○	・多面的機能支払交付金事業による支援
○	③ 農村環境計画の推進
○	④ 里山の保全・再生 ○
○	・里山の保全の推進
○	・棚田の保全・活用
○	・グリーン・ツーリズムの推進
○	・トキの展示研修施設（「トキと自然の学習館」）の運営

(1) 森林等自然の保全

本市の植生は、市街地に近いため全般に人為的影響を受けています。守門岳・東山丘陵一帯は、冷温帶のブナクラス域の植生域に属し、西山丘陵から寺泊丘陵にかけてはブナクラス域と暖温帶のヤブツバキクラス域の接触域となっています。

植物相の特徴としては、①積雪地特有の日本海要素植物の分布 ②暖地性植物の存在 ③亜高山性の植物の分布 ④河辺の冠水状況に応じた植物の住み分けがあげられます。

ア 国定公園・県立自然公園・自然（緑地）環境保全地域の保全

（ア）国定公園・県立自然公園

長岡市には、1つの国定公園と2つの県立自然公園があります。自然公園では、優れた自然景観の保護のため、工作物の建築や木竹の伐採等の開発行為などが規制されています。また、県では新潟県自然環境保護員を委嘱し、県立自然公園の監視を定期的に行ってています。

【国定公園】

- ・佐渡弥彦米山国定公園（寺泊地域）

佐渡地区、弥彦地区、米山地区の3地区からなり、眺望の良い弥彦山と南北に伸びる海岸線の弥彦地区に長岡市は含まれています。

●面積 全体：29,464 ha 市：1,213 ha

●指定年月日：昭和25年7月27日

【県立自然公園】

- ・奥早出栗守門県立自然公園（栃尾地域）

刈谷田川の源流域に当たり、地形が陥しく原生的な環境が保存されており、カモシカなどの野生動物の生息地となっています。

●面積 全体：34,155 ha 市：2,736 ha

●指定年月日：昭和34年3月24日

- ・長岡東山山本山県立自然公園（長岡地域、山古志地域、栃尾地域）

東山連峰地区を始め5地区からなる丘陵地帯の公園で、八方台いこいの森などがあり行楽に適しています。

●面積 全体：3,892 ha 市：2,816 ha

●指定年月日：昭和37年1月1日

（イ）自然（緑地）環境保全地域の保全

県は、昭和51年12月に栃尾地域西中野俣地内の2.6haを杜々の森自然環境保全地域に指定し、また昭和63年3月に鶩巣町地内の0.8haを定正院緑地環境保全地域に指定し、保全を行っています。

イ 開発事業に際しての環境配慮の充実

(ア) 環境アセスメント等の適正運用・環境配慮指針の周知

県では、大規模な開発行為などによる環境への影響を事前に調査・予測し、その結果を基に環境保全措置を含む事業計画を事業者が検討するよう、新潟県環境影響評価条例を設けてます。

(イ) 開発行為に対する事前協議による指導

都市計画法に基づく「開発許可制度」や「新潟県大規模開発行為の適正化対策要綱」に基づきながら、適切な開発指導を行っています。

特に開発に伴う市街地環境への配慮事項としては、所要な面積の公園・緑地の確保はもとより、周辺の土地利用の状況を十分に勘案しながら、必要な緑化を行うよう開発者と協議を進めています。

ウ 地形・地質の把握

本市は新潟県の中央部に位置し、北方へ流れる信濃川の周辺には沖積平野が広がり、北西端部は海浜、西部は丘陵、東部は丘陵及び開析の進んだ火山体と、変化に富んだ地形が見られ、新生代新第三紀～第四紀の堆積物と火山噴出物とが分布しています。

市では、主に丘陵部の地表地質踏査を実施しています。

エ 情報提供・啓発事業の推進

(ア) 長岡の自然観察ガイドブックの作成配布

科学博物館では、博物館内での展示やホームページなどでも情報を提供しています。また、「ガイドブック悠久山」、「ガイドブック信濃川」、「ガイドブック東山」、「ガイドブック西山」を作成し、配布しています。

(イ) 自然観察会、学習会等の実施

第4節－1環境教育の推進－(2)環境教育の推進－(イ)を参照(76 ページ)

オ 林業振興事業・環境保全造林事業等の推進

森林の持つ水源かん養、大気浄化など公益的機能の維持、疎放化されつつある森林の適正な管理を目的に、平成28年度は27.67haの除間伐事業に対して補助を実施しました。

造林事業では、地すべり等の災害を引き起こす原因となる中山間地の耕作が放棄された水田に対して、排水溝の整備等を行い、造林費用の一部補助を実施しています。

(2) 動植物の保全

本市では、ホンドキツネ、ニホンリス、ホンドテン等の哺乳類、ノジコ、ヤマセミ、サシバ、ハチクマ、フクロウ等の鳥類、トウホクサンショウウオ、ハコネサンショウウオ、クロサンショウウオ、モリアオガエル、カジカガエル、トノサマガエル、ヤマアカガエルなどの両生類、ゲンジボタル、ムカシトンボ、ギフチョウ等の昆虫類、イワナ、アカザ、スナヤツメ等の淡水魚等、多様な動物が丘陵から山地の良好な自然に広く生息しています。

標高の高い守門岳及び鋸山にはニホンカモシカの生息が知られているほか、鳥類ではコルリ、ジュウイチ、イヌワシ等の自然性の高い地域に生息する鳥類も確認されています。

栖吉川では、新潟県発行のレッドデータブックで絶滅危惧Ⅱ類に指定されているホトケドジョウの生息が確認されています。また、信濃川には、県のレッドデータブックの準絶滅危惧種に指定されているウケクチウグイが生息しています。平野部の一部にはシナイモツゴが生息し、信濃川、渋海川、刈谷田川にアカザが生息しています。

また植物については、雪割草、ハマナス、シラネアオイが市内で自生し、守門岳などにはブナの群落、里山にはユキツバキの群落など豊かな植生が分布しています。

これらの動植物のうち、市内で生息または自生する希少な生物を保護するため「長岡市稀少生物の保護等に関する条例」を定めています。

また、市では、平成6年度に作成された「長岡市自然環境現況調査報告書」について平成18年度に改訂を行い、合併後の長岡市全域を対象に、環境省や新潟県が発行しているレッドデータブックの情報やヒアリング調査及び過去の資料に基づき、保護の必要な動植物の抽出・整理を行いました。

なお、平成20年3月に新潟県は雪割草を「県の草花」に指定し、その保護活動を行っています。長岡市も「新潟県雪割草保護連絡協議会」に加盟し新潟県及び自然環境保護員等と連携を図りながら保護に努めています。

近年、外来植物の「セイタカアワダチソウ」や「オオキンケイギク」が生育域を広めており、その駆除が課題となっています。市では、市政だよりやホームページにより刈り取り等による駆除について啓発を行っています。

また、外来生物法によって飼育や野外に放つことが禁止されているオオクチバス、コクチバス、ブルーギルについて、県内の河川や湖沼で生息が確認されており、生態系への影響が懸念されます。

ア 貴重な動植物の保全対策の推進

(ア) 条例に定める保護動植物の生育分布調査

「長岡市稀少生物の保護等に関する条例」では、保護生物の生息地、自生地等で、保護生物の保護等をすることが必要と認める地域を保護地域として指定することができます。保護地域を指定するには、保護動植物の生育分布調査が必要となります。市町村合併で広大になった長岡市全域の調査を行うには、正確性、継続性などの課題があります。

(イ) 情報提供と啓発事業の実施

科学博物館では、館内での展示やホームページなどでも情報を提供しています。

寺泊水族博物館では、「長岡・里山の水中生物」の展示を行っています。

トキと自然の学習館では、トキのはく製やパネル展示などを通して、トキ保護をはじめ自然環境を保全する大切さについて啓発しています。また、より多くの市民にトキ保護の重要性について、さらに関心を深めてもらうため、長岡市トキ分散飼育センターで飼育しているトキの公開に向けて検討を行いました。トキの美しい羽の色を見ていただけるよう、既存の飼育ケージの隣に新たに観覧施設を整備する計

画です。

(ウ) 開発事業における環境配慮指針の周知

第4節－1環境教育の推進－(1)啓発事業の推進－アを参照(73 ページ)

(エ) 公共工事における生育環境への配慮

国、県に対し公共事業における生育環境への配慮について要望しています。

(オ) トキ分散飼育事業の推進

本市は、佐渡におけるトキの飼育・繁殖及び野生復帰事業を支援、補完し、トキの安定的存続を目指す我が国のトキ保護増殖事業に貢献するため、寺泊夏戸地域において、平成 23 年 10 月からトキ分散飼育事業に取り組んでいます。

平成 28 年度には、新たに 4 羽のヒナが誕生しました。分散飼育を開始して以降、累計で 30 羽のトキが長岡で生まれたことになります。

また、昨年度は、平成 27 年度に生まれたトキ 3 羽を佐渡へ移送し、これまでに長岡生まれのトキ 22 羽を移送しました。このうち 11 羽が佐渡の野生下に放鳥されています。

さらに、平成 28 年 3 月以降、佐渡の野生下に放鳥されたトキが、海を隔てて対岸にある当市で確認されています。



長岡市内で確認されたトキ

イ 鳥獣保護対策の推進

(ア) 鳥獣保護区域等における保護

鳥獣保護対策として、鳥獣保護区や銃猟禁止区域、休猟区が次のとおり定められています。

平成 28 年度の鳥獣保護区・銃猟禁止区域・休猟区

区分	名称	面積 (ha)
鳥獣保護区	悠久山	80
	延命寺ヶ原	493
	弥彦	2,911
	栃尾中央	166
	秋葉山	68
	八方台いこいの森	10
	中野俣	31
	山ノ相川	375

銃猟禁止区域	長岡中央	379
	藤橋遺跡	33
	信濃川・大河津分水路分岐点	165
休猟区	一之貝	2,391
	上川	1,141
	小国・鰐石	3,903

(イ) 有害鳥獣の捕獲

野生鳥獣を許可なく捕獲・殺傷することは鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律により禁止されています。ただし、農林水産物等に著しい被害を与えるなどの場合には、許可を受けて捕獲することができることになっています。

平成 28 年度の長岡市における鳥獣捕獲実績

捕獲許可証 交付件数	従事者証 交付件数	カラス	カワウ	その他 の鳥類	鳥類以外 (獣類)	捕獲総数
56 件	1,691 件※	634 羽	6 羽	161 羽	70 頭	871 羽(頭)

※ 従事者証は、有害鳥獣の捕獲に直接たずさわる人に交付

平成 28 年度の鳥類以外 (獣類) の主なものは、イノシシ 38 頭で、ほかにニホンザル、ツキノワグマなどがいます。

近年、ハクビシン等の中型哺乳類による人家及び農作物被害に関する相談が増加していることから、専門業者を派遣し、被害防止のアドバイスや獣の追い出しを行う獣害アドバイザー派遣業務を平成 25 年 7 月から実施しています。平成 28 年度は 31 件の相談がありました。

また、長岡駅大手口広場などの樹木等にカラスやムクドリが大量に集まり、鳴き声や糞に対する被害が問題になっています。市では、平成 20 年度から長岡駅周辺のカラスなどの飛来状況について調査を行っており飛来数の把握に努めています。

また、ムクドリの追い払いに有効なムクドリの忌避音を録音したカセットテープ (CD) を貸し出しており、平成 28 年度は 21 件 (累計 737 件) の申込みがありました。

このほか、サルによる農作物被害が発生している栃尾地域において、被害の未然防止等を図ることを目的として、平成 28 年度からサルの行動域調査 (テレメトリー調査) を行っています。初年度ではあったものの、3 群れの大まかな行動範囲を把握することができ、市のHP等で公開しました。

(3) 農地、田園・里山の保全

ア 農地転用制度等の適正運用

農地転用に対する申請については、農地法に基づき、適正に審査をしています。

平成 28 年度は、388 件 (432,299 m²) の申請を受理し許可しました。

イ 環境保全型農業の推進

(ア) 有機農業の推進

環境保全型農業を促進するため、水田及び畑地への堆肥・きゅう肥や土壤改良剤の散布、水田への稲わらのすき込みを推奨し、土づくり事業を推進しました。

さらに、本市における農業残さ等有機質資源の有効利活用の推進を方向づけるため、平成21年度に長岡市バイオマスタウン構想策定検討委員会を立ち上げ、府内の関係部局を交えて今後の方策を検討し、平成21年度末に構想が公表されました。

また、県が実施する特別栽培農産物認証制度やエコファーマーの申請窓口となり、化学肥料・農薬の使用を低減した作物栽培を推進しています。

(イ) 多面的機能支払交付金事業による支援

平成19年度から始まり、平成26年度に農地・水・環境保全向上対策事業から名称が変更になった多面的機能支払交付金事業により、平成28年度は市内61の活動組織を支援しました。

活動組織は、地域住民との共同による農道や水路の維持管理活動のほか、地元小学校と連携した田や用排水路に生息する生きものの調査、農道脇への景観植物の植栽など「農業の有する国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全などの農産物の供給以外の多面にわたる機能の発揮の促進」を目的とする活動に取り組んでいます。

ウ 農村環境計画の推進

農業農村整備事業の実施に際しては、環境との調和に配慮しつつ、効率的かつ効果的に事業を推進していく必要があります。また、計画段階においても、地域住民の多種多様な意向を踏まえ、農業の有する多面的機能の適切かつ十分な発揮や環境との調和への配慮に対応するため、環境に関する総合的な調査を行い、環境保全の基本方針を明確にした上での地域の整備計画の策定が必要です。加えて、事業上の対応方策や各種環境整備メニューの最適な選定に対する検討を行うことが必要です。

このため、平成21年3月に今後の農業農村整備事業等実施の際の基本構想となる「長岡市農村環境計画」を策定し、農業農村整備事業の円滑な推進を図っています。

エ 里山の保全・再生

(ア) 里山の保全の推進

かけはしの森実行委員会は、里山の保全・再生をするために東山で育樹活動を行っています。また、市民の森づくり事業として主に、関原地区、蓬平地区等の緑化活動を支援しています。

三島地域では、鳥越集落内の学校林の保全活動を地区住民で行っています。また、町内会のボランティア組織である鳥越福祉会と小学生でトチノキなどの苗木を植樹したり、除間伐や冬圃い及び標柱や看板立ての整備などを行っています。

栃尾地域では、市有地である大平山山麓の天然林について、除間伐実施などの森林整備を行っています。

(イ) 棚田の保全・活用

中山間地域における棚田は、市民の心の故郷であり、昔ながらの田園風景を有しています。しかし社会・経済情勢の変化により、徐々にその美しい姿を変え、失われつつあります。豊かな自然や美しい田園の保全を望む市民の声は多く、市民全体の共有財産として次世代へ継承していかなければなりません。自然是ひとたび失われてしまうと、その回復が容易ではありません。豊かな自然や美しい田園を守ることは、私たちの快適な生活環境の維持を意味し、さらには地球温暖化の緩和にもつながります。今後は、地域住民だけでは維持できなくなった棚田の保全や地域の活性化を、グリーン・ツーリズムなどを活用しながら推進していきます。

(ウ) グリーン・ツーリズムの推進

農山漁村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむ、滞在型余暇活動として、本市は山古志地域・栃尾地域・川口地域において学童等の修学旅行を受け入れ、各種農村・農業体験を提供しています。

また、農業経営の停滞や過疎化、担い手不足等、地域活力の衰退が懸念される一方で、都市住民の自然回帰、健康志向といった心の豊かさや安らぎへのニーズの高まりから、新たなビジネスチャンスや地域活性化にもつながる「ながおかグリーン・ツーリズム」を推進します。



農業体験

(エ) トキの展示研修施設（「トキと自然の学習館」）の運営

平成24年3月に長岡市トキ分散飼育センターに隣接する寺泊夏戸センター内に開設しました。

環境教育の拠点として、トキの生態や長岡の自然を紹介する展示のほか、環境教育講座などを開催し、トキ保護及び増殖並びにトキを通じた自然環境の保全に対する市民意識の醸成に努めています。

トキと自然の学習館環境教育講座の開催状況

開催日	内 容	参加者数
平成28年8月17日（水）	パークレンジャー体験会 (トキの繁殖結果報告等)	14人
平成29年3月5日（日）	寺泊海岸に生息する冬の海鳥観察会 (トキの繁殖結果報告等)	61人

2 環境資源の利用

施策の実施状況 (◎: 完了、○: 繼続中、△: 実施予定、×: 未着手)

進捗状況	主要な施策
(1) 適正な土地利用	
○	① 国定公園・県立自然公園・自然（緑地）環境保全地域の保全
○	② 都市計画における環境配慮
○	・都市計画マスターplanに基づく都市づくりの推進
○	・用途地域の適正配置、地区計画制度の活用
○	③ 快適な田園居住地の形成
○	④ 歴史的なまち並み環境の整備
(2) 自然環境と調和する開発	
○	① 開発事業における環境配慮指針の周知
○	② 大規模な開発事業に対する環境配慮の適正指導
○	・環境アセスメント制度の適正運用
○	・大規模開発行為の事前協議による指導
○	・林地開発許可制度の適正運用
○	・環境保全に関する協定の締結
○	③ 開発行為に対する事前協議による指導
(3) 自然とのふれあいの推進	
○	① ハイキングコースの管理
○	② 野外レクリエーション施設の整備
○	③ 東山ふれあい農業公園やふるさと体験農業センターの利用促進
○	④ 自然観察会の実施
○	⑤ 八方台周辺の緑化
○	⑥ 自然観察林の整備
○	⑦ Eボート（10人乗り手漕ぎボート）交流大会の開催
○	⑧ 西陵の森（雪国植物園）の整備
○	⑨ 自然環境資源を活用したエコツーリズムの推進

(1) 適正な土地利用

ア 国定公園・県立自然公園・自然（緑地）環境保全地域の保全

第3節－1自然環境の保全－(1)森林等自然の保全－アを参照(53 ページ)

イ 都市計画における環境配慮

(ア) 都市計画マスターplanに基づく都市づくりの推進

都市計画マスターplanは、今後の市街地形成や、都市施設の在り方についての計画を定めるもので、平成 22 年 11 月に策定。その後、人口減少などの社会情勢の変化に対応するため、平成 29 年 3 月に見直しを行いました。

このマスターplanでは「住居系」、「商業系」、「工業系」の土地利用方針とともに

に、「コンパクトなまちづくり」の推進に向けて、大規模遊休地の土地利用転換に向けた方針を示しています。また、この方針に基づいて具体的な用途地域の適正配置、地区計画制度の活用を通して、良好な市街地環境の維持・創出を図っています。

(イ) 用途地域の適正配置、地区計画制度の活用

上記の方針に基づいて具体的な用途地域の決定・変更、地区計画制度の活用を通して、良好な市街地環境の維持・創出を図っています。

ウ 快適な田園居住地の形成

農村集落における地域コミュニティの維持・再生と快適な田園居住地の形成に向けて、「市街化調整区域地区計画」の制度を活用しながら、必要最小限の規模の住宅地開発を促進しています。

エ 歴史的なまち並み環境の整備

「街なみ環境整備事業計画」に基づき、魅力あるまち並みを形成するため、市民や事業者との協働により、歴史的建築物や史跡、伝統的文化などの地域資源を有効活用した、テーマ性のあるまち並み整備を推進しています。

(2) 自然環境と調和する開発

ア 開発事業における環境配慮指針の周知

第4節－1環境教育の推進－(1)啓発事業の推進－アを参照(73 ページ)

イ 大規模な開発事業に対する環境配慮の適正指導

(ア) 環境アセスメント制度の適正運用

第3節－1自然環境の保全－(1)森林等自然の保全－イ－(ア)を参照(54 ページ)

(イ) 大規模開発行為の事前協議による指導

大規模開発行為の許可については県の所管業務であり県土の秩序ある利用と保全を図ることを目的として関係市町村から事前に意見を聴取しています。

市では、開発行為を行う際に必要な公共施設の整備の義務付けや技術基準、立地基準等を整理し、事前協議による指導を行っています。

(ウ) 林地開発許可制度の適正運用

林地開発許可は県の所管事業であり、適切な林地開発が行われるよう森林法に基づいて運用しています。市では、この許可申請の段階で周辺地域に及ぼす影響について総合的見地から県へ答申しています。

(エ) 環境保全に関する協定の締結

大規模な開発事業を実施するときは、自然との調和、自然環境の保全のため、事業者との間で環境保全協定を締結しています。

ウ 開発行為に対する事前協議による指導

第3節－1自然環境の保全－(1)森林等自然の保全－イ－(イ)を参照(54 ページ)

(3) 自然とのふれあいの推進

ア ハイキングコースの管理

東山連峰一帯の 10 のハイキングコースは、長岡ハイキングクラブなどの協力を得て、保全・整備を行っています。

ハイキングコースの設置状況は次のとおりです。

- ①高津谷コース ②高津谷新道コース ③森立旧道コース ④見晴尾根コース
⑤火打沢コース ⑥城山コース ⑦花立コース ⑧萱峠コース ⑨大入峠コース
⑩三ノ峠コース

イ 野外レクリエーション施設の整備

ニュータウンいこいの広場などの野外レクリエーション施設について、安全に楽しく利用してもらえるように施設の整備や管理運営を行っています。

○ 野外レクリエーション施設

- ・東山連峰周辺：「長岡東山山本山県立自然公園」に指定され、東山ファミリーランド、八方台いこいの森、宮路レクリエーション地域、高津谷レクリエーション地域、蓬平レクリエーション施設、柄尾レクリエーション公園などがあります。
- ・悠久山：公園として古くから市民に親しまれ、歴史探訪やレクリエーションの場となっています。また、鳥獣保護区にも指定されています。
- ・西山丘陵地：ニュータウンいこいの広場や、雪国植物園、国営越後丘陵公園、大杉公園（三島地域）、うまみち森林公園（与板地域）などがあります。
- ・中之島地域：信濃リバーサイドパーク
- ・越路地域：柿形山自然公園、巴ヶ丘自然公園
- ・小国地域：おぐに森林公園
- ・和島地域：和島オートキャンプ場
- ・寺泊地域：中央海浜公園、中央海水浴場ほか 3 海水浴場
- ・柄尾地域：杜々の森名水公園、道院自然ふれあいの森、とちおふるさと交流広場
- ・川口地域：川口運動公園、川口ふるさとの森

ウ 東山ふれあい農業公園やふるさと体験農業センターの利用促進

東山ふれあい農業公園は、平成 28 年度に年間 19,611 人の利用がありました。

また、ふるさと体験農業センターでは、春と秋に「田植えまつり」や「農業ふれあいまつり」といったイベントを開催するとともに、年間を通して農畜産物加工体験をはじめとする農業体験などを実施して、農業への理解促進や、都市農村交流の活性化を図りました。

ふるさと体験農業センターの利用状況 (単位：人)

年 度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
利用者数	16,106	16,306	17,505	17,900	18,187

エ 自然観察会の実施

科学博物館では、平成 28 年度に自然観察会を 28 回、関連する室内行事を 30 回実施しました。また、学校等からの依頼で自然観察教育活動を 31 回、関連する室内教育活動を 40 回実施しました。

寺泊水族博物館では、水生生物探索会を実施しました。

オ 八方台周辺の緑化

第1節－1 地球環境問題への取り組みの推進－(4) 森林の減少対策－イを参照
(10 ページ)

カ 自然観察林の整備

栖吉町地内の自然観察林のうち 17 ha、越路地域の千谷沢地内の越路かたくりの森のうち 20 ha について管理を委託し、適正な整備・管理を行っています。

キ Eボート（10人乗り手漕ぎボート）交流大会の開催

E ボートという誰でも安全に水辺を楽しむことができるツールで、他市町村との交流・連携、海洋スポーツの普及を目的に、平成 19 年度から実施しています。

平成 28 年度は、7 月 3 日の大会に県内外から 33 チーム 347 名の参加申し込みがありましたが、荒天により中止となりました。

ク 西陵の森（雪国植物園）の整備

平成 8 年 4 月に雪国低山・里山自然生態観察園として開園した雪国植物園は、平成 18 年より、指定管理者に管理を委託しており、平成 28 年は、雪割草・春の山野草展示会・即売会、春・秋の探鳥会、ホタルのタベ、カブト虫の飼い方教室など、8 のイベントを開催しました。

平成 28 年は、3 月 19 日の開園から 11 月 15 日の閉園までに 14,220 人の入園者がありました。

3 都市アメニティ(快適環境)の創造

施策の実施状況 (◎:完了、○:継続中、△:実施予定、×:未着手)

進捗状況	主要な施策
(1) 都市環境計画(エコシティ計画)の推進	
○	① 重点整備施策の推進 ・歩行者・自転車道の整備
○	・街路樹や公園緑地の整備
(2) 都市緑化の推進	
○	① 長岡市緑の基本計画の推進 ・水と緑のネットワークの整備
○	・緑化重点地区・公園、緑地の整備
×	・市域拡大に伴う計画の変更策定
○	② 緑化に対する意識啓発・緑化活動の推進 ・花いっぱい運動の開催
(3) 水辺空間の整備	
○	① 信濃川の環境整備 ・桜並木・散策路(桜づつみ)等の整備
○	・親水護岸、緩傾斜堤の整備
○	② 河川の環境整備
○	・水と緑のネットワークの整備
○	・環境に配慮した河川の改修工法の見直し
(4) 都市景観の形成	
○	① 長岡らしい都市景観形成の推進 ・長岡市都市景観基本計画の推進
○	・都市景観形成市民団体の育成・支援
○	・都市景観賞の実施等の意識啓発
○	・都市景観協定の認定
○	・歴史的なまち並み環境の整備
○	・都市景観アドバイザーの活用
○	② 放置自転車の撤去・防止対策
○	③ 自転車駐車場の整備
○	④ アーケード・雁木設置に対する補助
○	⑤ 広告物等・街路・屋外照明等の光害対策ガイドラインの周知・利用
(5) 歴史文化遺産の保存	
○	① 歴史文化遺産の保存 ・馬高・三十稻場遺跡、八幡林官衙遺跡等の環境整備
○	・文化財の保護、管理
○	② 民俗芸能の保存継承
○	③ 史跡ルートの整備

○	④ 歴史的建造物の保存・活用
○	⑤ 歴史的なまち並み環境の整備
(6) 雪との共存	
○	① 冬期歩行者空間の確保
○	・機械除雪体制の整備
○	・融雪・消雪施設、流雪溝の整備
○	・アーケード・雁木設置に対する補助
○	② 克雪住宅の建築における支援
○	③ 市内各地における冬祭りの開催
○	④ 冬季レクリエーションの普及促進

(1) 都市環境計画(エコシティ計画)の推進

長岡市では、平成7年7月に国からエコシティのモデル都市に指定され、翌年8月に「長岡市都市環境計画」を策定し、総合的な都市づくりを目指してきました。平成27年度をもち計画期間が終了しましたが、長岡市都市計画マスターplan等関連諸計画に基づき、引き続き総合的な都市づくりを目指していきます。

ア 重点整備施策の推進

(ア) 歩行者・自転車道の整備

第2節－1大気汚染・悪臭の防止－(1)自動車排出ガス対策の推進一エを参照
(22ページ)

(イ) 街路樹や公園緑地の整備

市道の街路樹植替整備や、市民文化公園、中貫公園などの公園整備を行いました。

(2) 都市緑化の推進

ア 長岡市緑の基本計画の推進

(ア) 水と緑のネットワークの整備

信濃川堤防に沿って蓮潟緑道の整備を実施し、平成22年度に完了しました。

(イ) 緑化重点地区・公園、緑地の整備

市内の公園（都市公園、児童遊園）は平成28年度末現在で389か所あり、その面積は591.39haです。

主な都市公園としては、悠久山公園（面積37.31ha）、信濃川河川公園（26.89ha）、長岡ニュータウン公園（16.60ha）、国営越後丘陵公園（298.40ha）などがあります。

平成28年度は、長岡ニュータウン運動公園の一部を整備しました。

都市計画区域内人口一人当たりの都市公園面積（平成27年度末現在）

区分	面積(m ²)
長岡市	23.9
新潟県	17.0
国	10.3

街路樹の整備は、歩道幅員の広い都市計画道路を中心に行っており、ハナミズキやナナカマドなどを植樹しています。

平成 28 年度末現在の街路樹植樹本数（市道） 11,861 本

(ウ) 市域拡大に伴う計画の変更策定

合併に伴う同計画の見直しについては、上位計画となる「長岡市都市計画マスター・プラン」に基づき、検討していきます。

イ 緑化に対する意識啓発・緑化活動の推進

(ア) 花いっぱい運動の開催

平成 28 年度は、長岡市緑花センター（花テラス）とアオーレ長岡、両会場において、「全国花のまちづくり長岡大会」と「長岡市花いっぱいフェア 2016」を同時開催しました。また、「長岡市花いっぱいコンクール」の開催、長岡駅前市民センターづくり、町内会等への花苗配布事業などを行いました。

(3) 水辺空間の整備

ア 信濃川の環境整備

(ア) 桜並木・散策路（桜づつみ）等の整備

日赤病院から大手大橋までの区間を桜並木・散策路等の整備を実施し、平成 20 年度までに完了しています。

(イ) 親水護岸・緩傾斜堤の整備

信濃川の緩傾斜堤防は、右岸及び左岸長生橋～大手大橋間の整備が完了しており、左岸大手大橋下流～長岡大橋下流間の整備は、平成 23 年度に完了しました。

イ 河川の環境整備

(ア) 水と緑のネットワークの整備

第3節－3都市アメニティ(快適環境)の創造－(2)都市緑化の推進－ア－(ア)を参照
(65 ページ)

(イ) 環境に配慮した河川の改修工法の見直し

環境に配慮した工法で護岸を整備することにより、河床は水生小動物の生息場所になり、護岸は植生が見られ、緑化が図られています。

(4) 都市景観の形成

ア 長岡らしい都市景観形成の推進

(ア) 長岡市都市景観基本計画の推進

「長岡市都市景観基本計画」に定められた基本テーマ及び基本目標の達成をめざし、良好な都市景観の形成を総合的に進めるための各種施策を実施しました。

平成 29 年度からは、景観法に基づく景観計画である「長岡市景観アクションプラン」（平成 28 年 3 月策定）で定める施策を実施することにより、長岡らしい良好な景観の形成を図ります。

(イ) 都市景観形成市民団体の育成・支援

都市景観形成市民団体とは、都市景観の形成に貢献する活動を自主的に行うために組織された市民団体であり、「長岡市都市景観条例」に基づき市長が認定したものをいいます。

古正寺地区及びドリームタウン前川東地区でまちづくり協議会が結成され、市ではそれぞれの協議会を都市景観形成市民団体として認定しました（古正寺地区は平成15年6月1日、ドリームタウン前川東地区は平成22年7月20日に認定）。

本制度は、条例改正に伴い、平成28年度で終了しましたが、平成29年度以降は、「長岡市景観条例」に基づく新制度により市民活動を支援していきます。

(ウ) 都市景観賞の実施等の意識啓発

市では、平成15年度に長岡らしい優れた建物などを市民の推薦をもとに選定し、表彰する都市景観賞を創設し、3年に1度実施しています。

(エ) 都市景観協定の認定

都市景観協定とは、一定の区域の住民や事業者等が、「長岡市都市景観条例」に基づき建物や看板などの位置、意匠、色彩や植栽などの自主的なルールを協定として締結し、市長が認定したものをいいます。

古正寺地区及びドリームタウン前川東地区でまちづくり協定が結ばれ、市ではそれぞれの協定を、都市景観協定として認定しました（各地区的認定日は、「(イ) 都市景観形成市民団体」の認定年月日と同日）。

本制度は、条例改正に伴い、平成28年度で終了しましたが、平成29年度以降は、景観法に基づく景観協定制度の活用により市民の自主的な活動を支援します。

なお、都市景観協定に基づく行為に対する助成制度は一定期間、継続実施します。

(オ) 歴史的なまち並み環境の整備

第3節－2環境資源の利用－(1)適正な土地利用－エを参照(61ページ)

(カ) 都市景観アドバイザーの活用

良好な都市景観の形成を促進するため、「長岡市都市景観条例」に基づく大規模建築物、屋外広告物などの景観影響行為などについて、都市景観アドバイザーから指導・助言を受けられるようにしました。平成28年度の指導助言件数は124件でした。助言を基に届出者と協議を行い、建物の壁面の色の彩度を下げたり、シンボルツリーの植栽を追加するなど届出者に協力をいただきました。

イ 放置自転車の撤去・防止対策

安全で快適な道路環境の保持及びまちの美観を維持するために、JR長岡駅東口を自転車等放置禁止区域に指定するとともに、JR長岡駅大手口周辺やJR北長岡駅・宮内駅等に長期間放置されている自転車や原動機付自転車の整理に努めています。平成28年度は、放置禁止区域で2台、JR長岡駅大手口周辺等で201台を撤去しました。また、自転車等の放置防止を呼びかけるチラシの配布や警告書の取り付けを行い、指定された自転車駐輪場への誘導も併せて行っています。

ウ 自転車駐車場の整備

第2節－1大気汚染・悪臭の防止－(1)自動車排出ガス対策の推進一才を参照
(23 ページ)

エ アーケード・雁木設置に対する補助

市では、商店街等の振興及び環境整備を図り、併せて消費者に便利で快適な買物の場を提供するため、組合等の団体及び事業者である個人又は法人が実施するアーケードの整備事業や、個人又は団体が実施するがん木整備事業に対し補助制度を設けています。

オ 広告物等・街路・屋外照明等の光害対策ガイドラインの周知・利用

道路照明灯の設置にあたっては、道路照明灯設置基準によるほか、個別事情に応じて遮光板等を設置するなど光害対策に努めています。

また、国・県に対し光害対策ガイドラインの周知・利用について要望しています。

(5) 歴史文化遺産の保存

ア 歴史文化遺産の保存

(ア) 馬高・三十稻場遺跡、八幡林官衙遺跡等の環境整備

縄文時代の大集落跡である馬高・三十稻場遺跡を、縄文文化と触れ合える史跡公園とする整備を進めています。

(イ) 文化財の保護、管理

貴重な文化財を後世に伝えていくために、指定文化財や埋蔵文化財、文化的景観などの調査を行い、その調査成果をもとに、文化財の適切な管理や保存事業を進めています。

イ 民俗芸能の保存継承

科学博物館に事務局を置く民俗芸能協会により、後世に伝承する目的で民俗芸能をビデオに収録しています（収録された演目数 183）。

平成 28 年度は「第 41 回 郷土民俗芸能公演会」で、郷土民俗芸能の公開に努めました。

ウ 史跡ルートの整備

戊辰史跡をはじめとする史跡への案内看板を設置し、適切な維持管理を行っています。また、観光パンフレットに史跡案内や周遊ルートを掲載し、周知を図っています。

エ 歴史的建造物の保存・活用

市内の歴史的建造物について調査を進めています。平成 23 年度末までに長岡市全域の合計 3,455 件について調査しました。

この中から、長岡らしさや長岡を代表することなどを基準にして選ばれた建造物を、登録有形文化財（文化財保護法に規定）に推薦しています（平成 28 年度末まで 32 件）。

オ 歴史的なまち並み環境の整備

第3節－2環境資源の利用－(1)適正な土地利用－エを参照(61 ページ)

(6) 雪との共存

ア 冬期歩行者空間の確保

(ア) 機械除雪体制の整備

長岡市では道路の圧雪や交差点付近の堆雪などから、安全で快適な道路空間を確保するため、車道の機械除雪のほか、「雪みち計画」を基本とした市内の教育施設、医療機関、文化施設等の歩行者の多い歩道の除雪を実施しています。

また、天候等の変動に伴う道路の降雪状況及び道路確保状況の把握のため、随時道路除雪パトロールを実施しました。

平成 28 年度 道路除雪実施延長 (km)

	除雪路線延長	延べ出動台数	除雪延べ延長	累計降雪量
車道	1,365	5,514 台	29,020	
歩道	188	612 台	1,928	2.54m

※除雪期間：平成 28 年 12 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日

「冬期歩行者空間確保計画（雪みち計画）」に基づいて、機械除雪や融雪施設、アーケードの整備などによって、冬期間の歩行者用空間（歩道）の確保に努めています。

また、横断歩道部に消雪パイプを設置し、排水口付近まで延長することで、シャーベット状の雪を消雪し、適切に排水する試みを行っています。

平成 28 年度 冬期歩行者空間確保延長 (km)

国 道	県 道	市 道	合 計
50.1	247.9	245.3	543.3

※ 国道 8 号・17 号・116 号以外の国道は県管理のため県道に含む。

(イ) 融雪・消雪施設、流雪溝の整備

消雪パイプの設置延長は、市有消雪施設が 352 km、私有消雪施設が 381 km の計 733km となっています（平成 28 年度末現在の累計）。

市有消雪施設については、破損や老朽化した道路消雪井戸 10 本の掘り替え並びに消耗の激しい老朽化したメインパイプ 12,282m の敷設替え工事を実施しました。また、新たに 2 本の井戸とメインパイプを 685m 新設しました。

私有消雪施設の整備のため、補助金を交付しています。平成 28 年度は 118 件の申請に対し、289,868 千円の補助金を交付しました。

(ウ) アーケード・雁木設置に対する補助

第3節－3都市アメニティ(快適環境)の創造－(4)都市景観の形成－エを参照

(68 ページ)

イ 克雪住宅の建築における支援

住宅の克雪化を推進するため、克雪住宅の建設や融雪屋根への改良に対し、一般住宅の建設よりも有利な条件で融資を行なっています。また、県の克雪すまいづくり支援事業を活用し、克雪住宅の建設等に対して助成を行っています。

ウ 市内各地における冬祭りの開催

寒さに負けない雪国ならではのイベントを各地域で開催し、長岡らしさを広くPRしています。

[長岡地域]

平成28年度の「長岡雪しか祭り」は平成29年2月18日（土）、19日（日）に開催し、雪しかゆうえんち、わんぱく広場のジャンボすべり台、100だるま大会、雪花火、食楽座・雪しか市などのイベントが開催され、入場者は2日間で80,000人でした。

[越路地域]

平成28年度の「スノーフェスティバル in 越路」は平成29年2月11日（土）に開催し、雪像づくりコンテスト、巨大雪山すべり台、ヘリコプター遊覧などのイベントが開催され、入場者は8,000人でした。

[山古志地域]

平成28年度の「古志の火まつり」は平成29年3月11日（土）に開催し、日本一の「さいの神」、雪中闘牛角突き大会、新市合併10周年記念花火、臨時アルパカ牧場などのイベントが開催され、入場者は1,600人でした。

[小国地域]

平成28年度の「おぐに雪まつり」は平成29年2月25日（土）、26日（日）に開催し、フリースタイルモトクロス、BMXフラットランドショーなどのイベントが開催され、入場者は3,000人でした。

[栃尾地域]

平成28年度の「とちお遊雪まつり」は平成29年2月4日（土）、5日（日）に開催し、雪灯りまつり、花火、雪上ソリレース、アカペラコンサートなどのイベントが開催され、入場者は16,000人でした。

[川口地域]

平成28年度の「えちごかわぐち雪洞火ぼたる祭」は平成29年2月25日（土）に開催し、えちごかわぐち雪積み合戦、雪上レクリエーション、雪上花火などのイベントが開催され、入場者は7,350人でした。

エ 冬季レクリエーションの普及促進

長岡市営スキー場と東山クロスカントリーコースを会場に、毎年恒例の市民体育祭スキー大会を開催しています。

アルペンの部は、平成 29 年 2 月 25 日開催、96 名が出場、クロスカントリーの部は、平成 29 年 2 月 19 日開催、40 名が出場し、それぞれ練習の成果を競いました。また、長岡スキー協会が中心となり各種スキー教室や大会を開催しており、スキー愛好家の増加や冬季間の市民の健康体力作りに寄与しました。